資料1-1

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画(案)

平成 31年2月4日東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(13) 名称: 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容:外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第 16 条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国 人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満た す企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対 応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

①•②(略)

- ③ 千葉市全域【平成31年6月を目途に実施】
- (注)特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。
- 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
 - (8) 事項:創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容:創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「横浜市イノベーション人材交流促進センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年度中に設置予定】

- i) 設置主体:国及び横浜市
- ii) 設置場所:横浜市内
- iii) 実施体制:民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と横浜市が連携 して実施する。
- iv)事業内容:センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・新たなビジネスを行う創業者等と、大企業等の専門的知見・スキルを有 する人材のマッチング及び相談対応
 - ・制度や創業者、人材交流の場等についての情報提供等